

令和 7 年度多賀城市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達（以下「物品等の調達」という。）の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法及び国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号。以下「施行令」という。）で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針の適用範囲は、市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局及び上下水道部（以下「市の全ての組織」という。）が発注する物品又は役務とする。

4 調達の基本方針

- (1) 市の全ての組織は、予算の適正な執行並びに契約における経済性、公平性及び競争性に留意しつつ、この方針の目的に沿うために、物品等の調達に努めるものとする。
- (2) 市の全ての組織は、物品等の調達に当たっては、多賀城市内の障害者就労施設等を優先して調達の推進を図るものとする。

5 物品等の調達の対象となる障害者就労施設等

物品等の調達の対象となる障害者就労施設等は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく次に掲げる障害者福祉サービス事業所及び障害者支援施設等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所 A 型及び B 型
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国及び地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 施行令に基づく事業所

ア 特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第４４条第１項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）

イ 重度障害者多数雇用事業所（施行令第１条第２号に規定する次の（ア）から（ウ）までを全て満たす事業所）

（ア）身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数が５人以上

（イ）当該事業所の労働者の数に占める障害者である労働者の数の割合が２０パーセント以上

（ウ）当該事業所の障害者数に占める重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者である労働者の数の割合が３０パーセント以上

（４）障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

６ 物品等の調達を推進する対象品目

市が物品等の調達を推進する対象品目は、市が契約によって調達する物品又は役務のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

７ 物品等の調達目標

市における令和７年度の物品等の調達は、令和５年度に障害者就労施設等から調達した実績額を上回ることを目標とする。

８ 物品等の調達の推進方法

市は、物品等の調達を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

（１）市の全ての組織に対して、障害者優先調達推進法及び本方針の周知と啓発を図ること。

（２）障害者就労施設等から調達可能な物品及び役務の情報を収集し、市の全ての組織に対して提供すること。

（３）障害者就労施設等から調達した実績のある物品及び役務については、引き続き調達を行うよう働きかけること。

（４）障害者就労施設等に対して、市の全ての組織がこれまで障害者就労施設等から調達した物品及び役務の情報を提供するなど、障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けた取組に努めること。

（５）障害者就労施設等からの優先調達に当たっては、事務用消耗品等に限らず、イベント等での啓発用物品や記念品など調達可能な物品等を調達すること。

9 物品等の調達方針及び調達実績の公表

- (1) 市は、物品等の調達方針を策定し、又は見直しをしたときは、多賀城市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）等により公表するものとする。
- (2) 市は、会計年度が終了した後、物品等の調達実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

10 その他

市は、物品等の調達のほか、障害者就労施設等の庁舎等での物品の販売場所の確保、市及び関係団体が実施するイベント等での販売機会の確保に努めるものとする。

11 担当

本調達方針に関する担当は、保健福祉部介護・障害福祉課とする。